

2006年11月21日
札幌地区連合 発第58号

別 添

2007年度

札幌市予算編成へ向けての要求趣旨

安心・安全・公正な暮らしが実感でき自立する街「さっぽろ」を形成するために

2007年度札幌市予算編成へ向けての要求趣旨

安心・安全・公正な暮らしが実感でき自立する街「さっぽろ」を形成するために

1. 安心して働き、自立して暮らせる経済都市札幌の形成のために

(1) 公正企業の誘致と支援

札幌市への企業誘致にあたり、公正な事業活動と市民福利の向上に資することを遵守すべく、次の項目の履行を事業者にも周知徹底されたい。

- ① 労働関係法令を遵守すること。
- ② 従業員につき地元からの雇用を最優先とすること。
- ③ 雇用契約を雇用期間の定めのない契約とすることを基本とすること。
- ④ 札幌市において公正な生活水準を確保できる労働条件を確保すること。
- ⑤ 事業所撤退の際の混乱回避策について事前に提示すること。

(趣 旨)

札幌市は1999年から雇用創出施策としてコールセンター事業の誘致を強化しています。強化の内容としては、助成金交付、商工団体との共同の雇用拡大機関「さっぽろ雇用創造事業推進協議会」の設置及び優遇税制が挙げられます。「さっぽろ雇用創造事業推進協議会」では、IT、証券業務、オペレーター業務及び生損保業務などに関する無料研修会を実施しています。事業者にとっては、これに加え札幌市近郊も含めての人材確保の容易さと教育水準の高さ、言語の標準性等から魅力を秘めた地域市場となっています。

しかし、残念ながら、これらの事業体から創出される雇用形態は派遣・パートタイマー・契約社員などの不安定雇用契約によるものです。05年7月の松井証券コールセンター、06年5月のWOWO子会社、道11月のオークローンマーケティング等は全てその類です。若年者の国保・年金未納も札幌市では解決すべき課題となっています。誘致に際しての補助要件としての年間給与130万円以上の見直しを含め一考を要すべき課題です。また、企業の育児・保育施策についても札幌市における公正な生活水準確保につながる項目です。

事業所撤退については、リゾート事業所及び大型小売店の撤退が相次いだ。雇用問題も含めた混乱は回避されていません。

(2) 中小企業の積極的支援と安定経営に向けて

中小企業アドバイザー事業につき、登録者・分野について拡充し中小企業運営の積極的支援と安定経営を図ること。

(趣 旨)

2005年の札幌市内法人設立数は前年を114社上回り2064社となっています。

規制緩和の影響による増で、最低資本金制度特例制度の活用が491社(23.7%)を占めます。そのうち資本金1円企業が27社となっています。

設立企業業種内訳はサービス業858社販売業503社建設業が374社となっています。今年5月以降からは新会社法のもとで合同会社等の新形態の会社も認められ、設立しやすい環境が整うことから、今年は更に増えると思われます。この様な中、今年もさっぽろ労働相談センターへは、労務管理を内容とする事業者からの相談や、新設事業の従業員から基本的労務管理欠如を内容とする相談が寄せられています。

もともと、労働者教育が不十分な下地にあって設立される事業所については、既存の中小事業者以上のケアが必要と考えます。2006年11月末現在で、札幌市中小企業アドバイザー事業には27人のアドバイザーが

登録され、活用実績は29企業となっています。登録者の員数と種類の増、更には活用事業所の増に向けた施策が必要と考えます。「札幌中小企業支援センター」のより一層の奮闘を求めます。

(3) 札幌市型コミュニティービジネスの推進について

地域や市民ニーズに応えるコミュニティービジネスの創設・拡大について、次の取り組みを推進すること。

- ① 現行のコミュニティー型建設業創出事業の周知と拡充。
- ② 除雪の単独、通年事業化。
- ③ 商店街の活性化対策。

(趣 旨)

現行のコミュニティー型建設業創出事業（住まいと暮らしの相談室）は、参加する事業者・利用者双方からの評価が高く早期に全区への拡充を図ることを期待します。参加事業者に対する市民へのアピールは札幌市からもう少し工夫があっても良いと考えます。

参考：1. 平成16年度実績

- (1) 参加企業グループ 南区澄川街づくり建設業の会：7社
手稲まちの暮らしサポートセンター：5社
- (2) 研修会・フォーラム 研修会2回 パネルディスカッション1回
- (3) 業務実績 66業務施行 10,417,000円

2. 平成17年度実績

- (1) 参加企業グループ 南区澄川街づくり建設業の会：9社
手稲まちの暮らしサポートセンター：8社
北栄・北光暮らしのさわやかサポート：6社
きよたサポート：5社
東区住まいと暮らしの相談室：7社
- (2) 業務実績 192業務施行 52,191,493円
- (3) 参加企業・市民の声
市民：安心感がある。事務局機能が優れている
企業：事務局決済が安心。地域ニーズ把握できた。企業イメージのアップ。

3. 平成18年度支援事業

5区以内で18年7月1日から19年3月15日の間に実施

募集期間：平成18年5月8日～平成18年5月31日

助成金額等：平均1団体あたり上限120万円、募集数5グループ以内

助成対象：札幌市内に事業所や活動拠点等を有し、自発的・継続的に社会貢献活動を行う団体・グループ

北海道・札幌で生活する季節労働者の生命線である「冬期雇用安定奨励金」「冬期技能講習給付金」の2制度が2007年度政府予算の概算要求から除外されました。そして、季節労働者の通年雇用化促進施策として、「通年雇用奨励金」を恒久制度とする旨の考え方が示されています。これは、制度適用の可否の大半を事業者の裁量に委ねるもので、季節労働者の真の生活雇用の安定に結びつくものではありません。

現在の札幌市内の除雪業務の年間運営状況を考察した場合、用地の整備・保全や除雪地域の整理等を含めて十分通年事業として成立するものと考えます。当面は、札幌市の雇用確保型「コミュニティービジネス」と位置づけ、札幌市が育成する事業とすべきと考えます。

商店街に占める営業店舗の激減と店舗の無人化が、所謂「衰退」の要因と考えます。

定年退職者・若者等に世代を限定することなく、また営利・非営利問わず、「人」が集まり・憩えること

を前提とした「活性化対策」を期待します。

(4) 札幌市型観光産業の育成について

- ① 市民と札幌市が主体となり、観光関連民間事業者を協力者として札幌市来客者数2000万人達成に向けたプロジェクトを策定し推進すること。
- ② 市民と札幌市の協働による札幌市集客資源開発事業を創設し、既存の観光施設の再配置も含めた観光資源開発を実施すること。
- ③ 集客観光ソフト事業の創設を図るため、文化スポーツ事業と観光事業の有機的連携を図ること。
- ④ 札幌市観光事業の推進に伴う生産波及効果の増大の必要性を施策の中で数値を以て示すこと。

(趣旨)

2005年度の札幌市への観光客は前年度0.2%増の1332万3千人を記録しました。過去2番目の数値となっています。内訳下表の通りです。主な観光施設の入場者数はモエレ沼公園70万8410人、滝のすずらん公園58万8416人、円山動物園50万3800人、さとらんど47万8040人、札幌芸術の森42万0910人と公共施設が上位を占め、民間施設はJRタワーが前年比19.6%減の32万200人で12位となっています。

イベントではYOSAKOIが214万1千人、雪祭り198万5千人となっています。

1	道内客 55.6%	道外客 44.4%	道外客微増
2	貸切バス対前年比 110.2%	路線バス対前年比 91.6%	路線減少
3	日帰り客対前年比 119.8%	宿泊客対前年比 93.7%	宿泊減少
4	外国人対前年比 128.5% 49万83人	アジア 91.6%	
		※台湾 50.1% 香港 26.2% 韓国 7.5% 中国 4.5% シンガポール 1.7%	

以上を検証すると、札幌市の観光事業は行政主導に取り組まれことが明かで、上田市長の2000万人来客目標には及ばないものの、市民への意識高揚を目的とした「おもてなし」事業と併せ行政の取り組みとしては評価できると考えます。

今後の札幌市の産業的発展を考えた場合、観光産業が現状のままでは不十分と考えます。

民間事業者の動きが施設・輸送共に観光事業に専念できないところがあり、市内観光躍進に対する責任感に欠ける様に考えます。従って、今後の札幌市観光事業の推進育成に必要な項目について列挙したものです。

- ① 札幌市来客者数2000万人の達成は、それ自体が観光資源となりうるもので、また今後の産業発展育成に必要な数値と考えます。是非、具体的施策を検討する場を設置すべきと考えます。
- ② 主にハード面の検討となりますが、時計台の再配置を市民会館跡地の活用、農業試験場付近など観光資源となりうるものを選出し検討すべきと考えます。
- ③ ソフト面の観光資源として健康や食育などを検討すべきと考えます。
- ④ 現行の年間観光消費額4776億円、最終生産波及効果が6403億円と試算されています。これらが市民の生活にどの様に波及影響するかを周知する必要があります。

東京都では、外国人観光客を現行の250万人から600万人へ増やすことで、生産誘発効果を約5727億円（その他を含めた11業種）、雇用誘発効果約3万7100人としています。札幌市においても同様の作業は必要であり、事業者・市民に示すことが重要と考えます。

(5) 札幌市への新幹線延伸について

札幌市への新幹線延伸にあたり次の点に十分に配慮した施策を検討すること。

- ① 市民生活への新たな財政的負担を生じるものとならないこと。
- ② 札幌市のまちづくり施策に合致するものであること。
- ③ 札幌市の生活環境に負荷をもたらすものではないこと。
- ④ 所謂「北海道の札幌一極集中傾向」を助長するものではないこと。

(趣 旨)

各方面から検討されています。経済効果や開発時雇用や開業後雇用も含め概ねプラス傾向に推移すると判断されています。そして、懸念する側についても、これらの効果を認めた上で検討すべき課題として独自の立場から意見を述べています。

私たちは、市民・勤労者の福利向上優先の観点から、現在試算される効果を認めつつも4点について慎重に検討されるよう求めます。

- ①市民の財政負担等を根拠とした訴訟が他府県でなされています。延伸にあたり十分な説明が必要です。
- ②「福祉のまちづくり」施策に合致しないものとならないよう十分な検討を求めます。
- ③騒音、渋滞、ゴミ及びその他市民生活環境の負荷とならないよう十分な検討を求めます。
- ④所謂「ストロー効果」を誘発し、他都市、地域の過疎・衰退を誘発せぬよう十分な検討を求めます。

(6) 健康・文化産業の育成施策について

- ① 芸術文化に関する事業の産業化施策を推進すること。
- ② 衛生健康促進に課する事業の産業化施策を推進すること。

(趣 旨)

豊かな市民生活を形成するための施策として推進することを期待します。

芸術文化事業については、現行の市民活用・市民利便を充実拡充することが必要と考えます。

同施策を円滑に推進するためにも、芸術文化に関する産業化は予算獲得にも必要と考えますが、9月に開催されている札幌国際短編映画祭は、世界70カ国から約1600点の作品が寄せられ短編映画の国際売買市場の役割を担いつつあります。当面、映画、映像に関する分野については十分産業化が可能であり検討すべきと考えます。

スポーツ文化については、産業化の目的を「スポーツを通じた交流」とし、個人間、世帯間、及び地域間の交流が図れる施策を期待します。道外スポーツ団体の誘致に際し、地域交流を優遇条件とすることや、市内大会開催誘致にあたり市民イベントボランティアの広範囲な参加呼掛けを行なうなどの検討を求めます。

市民に限らず、札幌市内施設を利用する食育・健康のための事業推進し産業として育成することを検討することを求めます。札幌市は肉体的・精神的の両方面から効用が見込める環境が豊富であることから、積極的に検討すべきと考えます。

(7) 札幌型農産物の育成施策について

- ① 札幌ブランドのより一層の開発とマーケットの確保を図ること。
- ② 以下の項目を採り入れた多面的事業の開発を図ること。
 - i) 若年者の就業体験
 - ii) 食育事業
 - iii) フードリサイクル事業
 - iv) 市民参加型農業推進事業等レンタルファーム事業
- ③ 移住者を含む就農者の確保施策を図ること。

(趣 旨)

基本理念である「都市と農業の共存」の実現には必要な項目と考えます。

「顔の見える農業」の施策として、「さっぽろとれたてっこ」をブランドとして推進しております。

試みとしては大変に有意義ですが、性質上、市民向けに限定にされる傾向にあり大変に惜しい存在と考えます。販路方法と開発で十分に改善見込みありと考えます。

多面的事業の拡大項目については、既の実施されている項目があるものの、市民向けアピールに止まる傾向にあり、事業内の公益性を考えると「もったいない」と感じます。

何れも、国内、世界にアピールすることで産業育成に繋がると考えます。

後継者育成も、「さっぽろ農学校」などの講座を通じて育成を図られております。市民参画又は支持者獲得に大きな効果があると考えます。ただ、「都市における農業」を生活の糧とできると言う観点から考察すると、本州都会地にとって札幌市は大変な魅力のある地域といえます。

移住定住の為の施策と相まって検討すべきと考えます。

(8) 活力ある経済活動における市民のセイフティーネット施策について

- ① 悪質事業者・商法による市民救済対策を図ること。
- ② 累犯・再犯防止施策の周知を徹底すること。

(趣 旨)

市民の悪質業者による被害が増えています。消費者金融に対する集団訴訟や「法テラス」に対する相談が開設から10月31日までの一ヶ月間で35,300件に達したことを鑑みれば、市民を取り巻く不安は少なくないと判断できます。

取り締まり・摘発についての権限は札幌市にないものの、被害市民の救済、累犯・再犯の防止施策については、現在より積極的であってもよいと考えます。

多重債務者の救済に関する「奄美方式」等を参考に検討されるよう求めます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(1) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の徹底した周知を図ること。
- ② 高齢者福祉施設の要資格業務に従事する労働者につき無資格者を配置せぬよう当該施設管理者に強く指導すること。
- ③ 高齢者福祉施設に勤務するパートタイマー及び派遣労働者等の期限付き雇用契約労働者の労働条件を正規職員の労働条件と均等な処遇とするよう当該施設管理者に指導すること。
- ④ 高齢者福祉施設の適正運営を図るため次の事項の履行を高齢者福祉施設管理者に指導すること。
 - i) 施設利用者、その家族及び労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。
 - ii) 施設の適正運営につき強く指導すること。
- ⑤ 高齢者の養護者の日常生活、精神及び権利確保等に関する不安について支援の強化を図ること。

(趣 旨)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にともない、道・札幌市から周知にともなう実務者向けマニュアルが配布されています。何れも窓口担当者むけであり、実務者用となっています。兆候やサインを見逃さないことが予防の第一歩であり、市民向けの教本・マニュアルも必要と考えます。

当方への相談実例として、無資格者の介護業務従事や派遣社員・パートタイム労働者の常勤並み勤務の実態が寄せられます。高齢者・障がい者・児童福祉現場における組合結成も2006年は6組合となっていて、何れも法定以下の労働条件に対して改善を求めるためのものでした。職員処遇の低下・劣化の著しい中で、サービス低下がおきています。

市議会答弁では、保険師も含めた市の巡回視察実施が公表されたが、厳正な実施がなされれば、虐待防止や労働条件の実態把握は可能と考えます。

残念ながら、高齢者福祉施設の運営の閉塞的状況は否定できない状況にあります。利用者への処遇、労働者への待遇及び経理上の扱い等様々な点について公表されるのは「事件」になってからが常態です。平常時から相談窓口への対応を通じて、適宜対応を図ることが必要と考えます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(1) 高齢者福祉施策の充実について

- ⑥ 札幌市における「福祉灯油手当」の支給の実現に向け、北海道へ申し出ること。

(趣 旨)

現在、福祉灯油制度を実施している道内市町村は約50となっています。何れも、石狩支庁が窓口となる地域政策総合補助金を用いての事業となっています。現在の同補助金交付要綱には、適用除外市町村として、政令市・中核市が定められ札幌市、旭川市及び函館市などは対象外となっています。

先般、昨年10月末時点の札幌市国勢調査の内容が公開されたところ、道民人口の3人に1人は札幌市民であり、札幌市の少子高齢化は進む一方であり65歳以上の人口は17.3%（前回は2.9ポイント）

上昇となっています。

札幌市への人口移動・とりわけ高齢者の人口移動が大きいと推察されます。他都市であれば適用される制度について札幌市に移動したことで制度適用がなされないことは、道民・市民にとって大きな不利益と解釈されます。同制度要綱の改正について上申するよう検討すべきと考えます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(2) 障がい者福祉施策の充実について

- ① 障がい者福祉施設の要資格業務に従事する労働者につき無資格者を配置せぬよう当該施設管理者に指導すること。
- ② 障がい者福祉施設に勤務するパートタイマー及び派遣労働者等の期限付き雇用契約労働者の労働条件を正規職員の労働条件と均等な処遇とするよう当該施設管理者に指導すること。
- ③ 障がい者福祉施設の適正運営を図るため次の事項の履行を障がい者福祉施設管理者に指導すること。
 - i) 施設利用者、その家族及び施設労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。
 - ii) 施設の適正運営につき強く指導すること。

(趣 旨)

当方への相談実例として、無資格者の介護業務従事や派遣社員・パートタイム労働者の常勤並み勤務の実態が寄せられます。高齢者・障がい者・児童福祉現場における組合結成も2006年は6組合となっていて、何れも法定以下の労働条件に対して改善を求めるためのものでした。職員処遇の低下・劣化の著しい中で、サービス低下がおきています。

残念ながら、高齢者福祉施設の運営の閉塞的状況は否定できない状況にあります。利用者への処遇、労働者への待遇及び経理上の扱い等様々な点について公表されるのは「事件」になってからが常態です。平常時から相談窓口への対応を通じて、適宜対応を図ることが必要と考えます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(2) 障がい者福祉施策の充実について

- ④ 障がい者の養護者の日常生活、精神及び権利確保等に関する不安について支援の強化を図ること。
- ⑤ 障がい者の法定雇用率達成事業所に対するインセンティブを拡充し障がい者雇用の促進を図ること。
- ⑥ 小規模作業所等、障がい者の就労、交流に資する施設の自立運営促進を図るため、法人への転換、人材の確保、事業販路の確保等について支援を図ること。
- ⑦ 障がい者を含む全ての市民の共生を目的とする、障がい者差別の禁止条例の制定に向け検討すること。

(趣 旨)

障がい者の保護者家族等が抱える精神的不安・苦痛や権利侵害は、作為・無作為を問わず発生時には当事者にとって大変な「痛手」となります。普段からの相談窓口の開設・周知も含めてケアの強化が必要と考えます。

障がい者雇用について国が定める事業者達成数値がありますが、「罰金」の支払で免れる事業者が多く存在します。基礎自治体として推進をする必要性を周知徹底し、国の「罰金」に対し「インセンティブ」で遇する施策を検討すべきと考えます。

民間事業者への雇用に困難を抱える現状にあって小規模作業所は就労の場だけではなく、交流の場として大変貴重な存在にあります。存続に向けての支援の検討が必要と考えます。

千葉県が10月11日成立させた「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は雇

用をはじめとする8つの分野で「障害を理由としたサービス提供拒否」など差別行為を明記し、地域相談員（500人配置）が障がい者の相談に応ずるとしています。その他第三者機関の設置とあっせん・調整制度、民事裁判の費用支援などを定めています。福祉のまち札幌市として是非検討すべき課題と考えます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(3) 介護保険制度の充実について

介護保険制度の充実に向け介護労働者の適正労働条件確保につき、国、道及び事業者団体と連携し次の内容を取り組むこと。

- ① 厚労省通達（2004年8月27日 基発第0827001号）の内容について事業主に周知しその内容の遵守を徹底すること。
- ② 介護労働者の現行賃金につき、生活維持困難と介護従事者の育成確保に困難な内容であり、早急改善が必要であることを国へ上申すること。
- ③ 介護労働者の労災事故防止について徹底した周知を行い、当該事故に関する労災適用を推進すること。
- ④ ホームヘルパーのメンタルヘルスケアに資するため、札幌市内に複数の当該相談所を早期に設置すること。

- ⑤ 介護サービス利用者、その家族及び介護労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。

(趣 旨)

介護保険制度見直し議論の場においては、労働者の議論がまったく成されない状況です。基礎自治体が国への意見反映機関として有力である状況に変化はありません。5点の項目について積極的に検討すべきと考えます。

厚労省通達の内容および同内容記載のパンフレットについて、本年4月の労基交渉では「従前から取り組んでいるが、本要請の内容を踏まえ、更に周知について検討する。自治体窓口への配布についても検討し実施したい。」とのことでした。札幌市から積極的に配布方を要請しない限りは配布されないと考えます。介護労働者として保護されるべき内容が記載されています。是非、札幌市各担当者・市民向けに入手し、内容熟読の上、周知されるよう求めます。現場からは監視断続業務に関する特異な相談苦情もあります。

現行賃金では生活維持が困難で、事業者が新たな人材を育成確保するには困難であることは明白です。私どもの実施した、2004年末の調査でも賃金の上昇例はなく、むしろ労働強化が進んでいることから、若年化・短期就労の傾向が強くなっています。国への上申を求めます。

4月の労基交渉では「周知行動に取り組んでいる。労働者性を判断しなければならない事項もあるが本人に対する十分な聴取も含め適宜取り組んで参りたい。」との回答を担当監督署より得ています。

札幌市の取り組みを「札幌市介護保険サービス事業者連絡協議会と連携しながら、周知を図る」としていますが、同協議会の組織率はそれほど高い内容ではなく又、指導監督の権限を有していません。

効果的・積極的推進のためにはむしろ労基との連携を考える方が賢明と考えます。

4月の労基交渉では「重要な課題であるとの認識はある。十分な周知を図る。」との回答であり、現状

把握に対する真摯な姿勢が伺われます。取り組み義務の判断を「基準省令に則り」「指定訪問介護事業者」に一任してしまうことは、介護事業の安定運営に障害となると考えます。ホームヘルパーが現場で抱える苦痛と被害を知ることは、利用者の実態を知ることにつながるもので必要と考えます。介護サービス利用者、その家族及び介護労働者本人からの苦情を受け付けについても同趣旨です。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(4) 「社会的ひきこもり者」に関する対策について

- ① 事業所が把握する「社会的ひきこもり者」に関する状態について札幌市の統計的資料としてまとめること。
- ② 「社会的ひきこもり者」を生じさせない為の予防プログラム及びその職場復帰プログラムについて検討し、教育現場及び札幌市を含む各事業所への啓発事業として周知をすること。

(趣 旨)

本要求の目的は、仕事場・事業場から仕事等を原因として職場から離脱して「ひきこもり状態」となり社会から隔離状態にある市民を増やしてはならないということにあります。また、例えば、その様な状態になってしまった市民が存在したとき、職場復帰、社会復帰についてのケア・プログラムを準備すべきではないかということにあります。

4月の職業安定所交渉においては、雇用情勢の安定と勤労者福利向上の観点から現行の職場におけるメンタル禍を大変に憂慮し、職場復帰の施策はなんとしても実現させたいとの意向が説明されていました。

札幌市においても勤労者・市民福利の向上を心掛ける意向があれば、仕事場・事業場から派生するこれら災禍については看過できないはずであり、単に病理上の問題ともすべきではないと考えます。

現行の「社会的ひきこもり者」の状況や「うつ・メンタルを原因とする休職者」の状況については、札幌市・国においても数値的把握ができつつあります。憂慮すべき事態と捉え、具体的施策を講ずる必要がある。対応に関する専門部署の設置も必要と考えます。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(5) 子どもの健全な育成施策について

- ① 改正児童福祉法施行に基づく児童福祉司の配置につき大幅な増員につとめ、人材育成を図ること。
- ② 児童福祉司の当面の人材確保につき、再任用等の活用や民間人材及び地域人材による児童福祉司補完員制度を早急に検討すること。
- ③ 保育事業運営に対する苦情窓口につき、地域の人材を活用し設置すること。
- ④ 育児休業制度の拡充・導入等の子育て支援に積極的に取り組む事業者に対するインセンティブを拡充し地域協働の子育て施策を図ること。
- ⑤ 児童館、空き教室及び公的施設等を利用する、子ども見守り安全対策事業につき、地域の人材を活用し検討すること。
- ⑥ 子どもの職業・職場に対する教育について、年齢・学齢に応じて体験型と議論型の視点を採り入れ検討すること。

(趣 旨)

児童福祉司の増員はなされたが、虐待の状況がこれを上回る状況に有ります。2004年の虐待認定件242件が2005年上半期で前年対比7割強(179件)となっています。

現認・緊急確保も含め早急の対処が求められる事項であり、児童福祉司の増員について今以上の強化が必要と考えます。

また、予防・早期発見の為の施策については地域人材の有効活用が求められます。内部退職者の再任用制度の活用も含め児童福祉司を補完する人材の確保・制度の創設について時限的対応も含め求めます。

保育事業所取り分け民間事業所の安定運営に関する、苦情・相談が寄せられています。地域一体型の苦情解決体制の指向に工夫と力点傾注が必要と考えます。

少子化への歯止めと出生率の向上に向け、国の施策等に企業・事業所に対する働きかけが強くなっています。次世代育成支援法にも企業の果たすべき役割が明記されています。一法人の単独施策では、限界と同時にリスクを背負います。一部市内事業者では、企業内保育所の地域開放など先進的に取り組む事例も見られます。ただ、重要事案として、より多くの事業者取り組めるよう、札幌市より誘発政策として何等かのインセンティブを導入することも検討すべきと考えます。

保育年齢から高校生までを対象とした安全対策が地域で議論されています。なかでも児童館の活用や所謂「まちせん」を活用した児童の安全対策の議論が先行しています。重要な取り組みと考えますが、地域間格差の生じない指針が必要と考えます。

職業・職場体験について教育委員会・商工団体・商店街・単独事業体から様々取り組みが提起されています。全て、行動体験型で参加児童学生には興味深い内容と考えます。ただ、労働者としての最低限の知識や働くことの意味などについて議論する、所謂「労働者教育」の施策が欠落しています。北海道労働審議会からも重要との答申が出ています。体験型と議論型の取り組みを役割分担等の視点から検討すべきと考えます。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(1) 市民労働者の生活基準確保施策について

次の項目を、国・道及び事業者との連携により、事業主に対する札幌市主導の啓発事業として取り組むこと。

- ① 事業主が従業員の新規又は中途採用を実施する場合に年齢条項撤廃すること。
- ② 事業所に定める定年年齢を延長すること。
- ③ 事業所に於ける従業員の処遇に就き、均等待遇を推進すること。
- ④ 法令遵守に基づき健全な職場を形成すること。

(趣 旨)

2006年4月に実施した労働行政交渉にける、職安・労基の高齢者雇用安定法改正対応の回答では、事業者対応は不十分であると感じています。また、中途採用者も含めた年齢条項撤廃については、所轄担当より単独の取り組みに就いて限界を感じる発言がなされています。

市内雇用情勢において、既卒者、中高年も含めて未だに求職者が多い状況であり、国との連携による早急な対応が必要と考えます。均等処遇・法令遵守については、札幌市の理念・姿勢を強く打ち出すことが求められます。男女共同参画審議会では、そのような観点から働き方に対する答申が出されています。より一層の積極的姿勢の構築を期待します。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(2) 「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例（案）」の制定について

連合北海道札幌地区連合会の提案する「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例（案）」の実現に向け取り組むこと。

(趣 旨)

これまでの、庁内議論の有り様や、連合内部の動向などを付け合わせ、可能な分野から着手するという現実的対応がそろそろ必要と考えます。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(3) 市民労働者のセイフティーネット施策について

- ① 札幌市と市民の協働により、多岐にわたる労働相談と就労に関する相談体制・機構を早期に確立すること。
- ② 札幌市と近隣5市（石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市）及び市民団体との協働による企業労働市場に関する懇談会の実施について検討すること。

(趣 旨)

昨年度11月21日と2月23日～24日の2度にわたり、セミナーと労働相談を実施し、本年度12月には3度目を予定しています。北海道労働局と札幌市の共催実施から石狩支庁、商工団体、労働団体を巻き込んだ取り組みとなっていることから、着実な成果が伺われます。

D・Vにおいて実施している、相談に関する常設窓口化が今後早急に求められます。

札幌市を基点として近隣都市へ働きに出る方の近隣市内事業所に関する相談も増えています。

従前、労働局・職業安定所が主管となり、札幌圏地域雇用協議会・札幌地域雇用安定創出対策連絡会議を形成し、同会議の中では札幌市が座長を務めた経緯があります。

商工団体・行政担当者・学校関係者などが参加し、地域雇用状況についての報告・懇談が実施されました。これまでの実績から鑑み、札幌市が職業安定所等に働きかけ札幌市と近隣5市の関係団体協議会を開催するよう検討を求めます。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(4) 清掃委託事業者の公正労働条件の確保について

清掃委託事業者の公正労働条件の確保について、別紙の施策をもって、実現に向け取り組まれない。

(趣 旨)

昨年度の要求と同一としています。

家庭用ゴミ収集業務に従事する労働者の労働条件については、札幌市が想定する内容と異なる状況となっています。当方からも実態を把握する資料提示の上、回答を求めます。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(4) 札幌市就業サポートセンターの事業内容強化について

札幌市就業サポートセンターの取り組む事業に就き、国、道及び市民との協働推進を勘案しつつ、次の内容を加えること。

- ① 北海道労働政策審議会が北海道に対して答申した内容に基づき、若年者及び求職者の就業関連サポート事業として、基礎的労働関係法令の周知教育を事業化すること。
- ② 札幌市就業サポートセンター、同施設内にて業務を運営する民間事業者の団体及び国と市民との現状の労働市場に関する意見交換事業に取り組むこと。

(趣 旨)

札幌市の事業として、活動協会・レッツ中央が雇用能力開発機構より受諾し、実施しているジョブスポット等の事業を若年者就業体験事業として予算立てするとしていました。3千万円200人程度の実績を予定していましたが、効果は。

現在、社会保険労務士会、市内中学校・PTA会、大学、ベンチャー企業、区（白石区）、及び市教委等が各々独自に職場体験等の企画を進めています。それぞれに特徴あるもので機動的でもある。同センターはこのコーディネーター役を、事業の一つとして捉えてはどうかと考えます。

また、北海道労働政策審議会は5月26日に、北海道高橋知事へ次の通りの答申を提出しています。

- ①若年層の離職率が高い原因に労働法の知識欠如が挙げられる。
- ②学校で効果的な労働教育ができるよう労働法や労使紛争の解決法などを分かりやすくまとめたルールブックの作成が必要。
- ③外部専門家の派遣を検討する
- ④教員研修を検討する。

これらの実践について、札幌市就業サポートセンターの事業として取り組むよう求めます。

2006春闘時に、社団法人全国求人情報協会（全求協）に対して、要請行動を行ない、札幌市内における雇用情勢や労使間の争議状況について懇談をしました。

問題認識に共通項が多く、解決の手法が異なる様に感じた次第です。札幌市就業サポートセンターの事業としての懇談会設置について求めます。

以 上

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために- (4) 別紙

札幌市の清掃民間委託事業者の公正労働条件確保に関する施策の

要 求

札幌市の清掃民間委託事業者の公正労働条件確保に関する施策の要求

I 民間委託事業者に関する事項

1. 委託料について

(1) 札幌市が民間事業者にごみ収集業務を委託するさいの委託料決定にあたり次の各項目を基に算定すること。

① 業務に要する人員を直営事業の人員と同数とすること。

② 人員に要する作業経費について、直営事業の作業経費の80%以上とすること。但し、各種経費を含めてのものとする。

(2) 各民間事業者の委託料金について公開すること。

2. 札幌市が民間事業者へ遵守を求める事項について

(1) 前条で算定される人員作業経費から賃金又は報酬として支払われる金額は80%以上とすること。

(2) 各民間事業者の賃金又は報酬体系及び前年度支給実績について公開すること。

(3) 札幌市からの委託事業に従事する者は、直接雇用及び期限のない雇用契約に基づくものであること。

3. 札幌市のごみ収集事業の安定運営について

札幌市の機構内に「ごみ収集委託民間事業の安定運営のためのあっせん調停委員会」を設置し、事業者及び従事者からの苦情調整に対応すること。

II 財団法人 札幌市環境事業公社に関する事項

1. 委託料について

(1) 事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者に財団法人札幌市環境事業公社（以下、「公社」という）から委託する料金と明細について公開とされたい。

(2) 委託料算定の根拠について明らかにされたい。

2. 委託事業従事者との情報意見に関する交換について

事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者の事業従事者との定期的な意見及び情報交換の機会を設置する旨、指導すること。

III 本施策の要求に対する取り扱いについて

1. 本施策の要求について、連合北海道札幌地区連合会及び事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者の事業従事者で構成する、協議団と折衝をされたい。

2. 回答の期日について、「2006年度札幌市予算編成へ向けての要求」に対する回答期日を考慮し、別途打合せをされたい。

以 上